

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 2 月 2 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 入札の場所及び日時

場所	日時	備考
山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁 中地下 2 会議室	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午前 11 時 00 分	2 の (1) のイの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午前 11 時 20 分	2 の (1) のロの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午前 11 時 40 分	2 の (1) のハの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 1 時 00 分	2 の (1) のニの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 1 時 20 分	2 の (1) のホの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 1 時 40 分	2 の (1) のヘの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 2 時 00 分	2 の (1) のトの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 2 時 20 分	2 の (1) のチの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 2 時 40 分	2 の (1) のリの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 3 時 00 分	2 の (1) のヌの行政財産
	令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 3 時 20 分	2 の (1) のルの行政財産

2 入札に付する事項

(1) 貸し付ける行政財産及び貸付期間

貸し付ける行政財産	貸付期間	自動販売機の種類
イ 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎知事局棟 1階ロビー湯茶コーナー西側 建物 2.4 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水
ロ 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎知事局棟 1階ロビー湯茶コーナー東側 建物 2.16 平方メートル (幅 1.8 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水
ハ 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎知事局棟 1階食堂前廊下東側 建物 2.4 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水
ニ 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎知事局棟 2階講堂前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水
ホ 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎知事局棟 4階課室前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水
ヘ 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎知事局棟 6階課室前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水
ト 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎知事局棟 8階課室前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水
チ 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎知事局棟 15階課室前廊下 建物 2.4 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水
リ 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎議会棟 1階ロビー 建物 1.35 平方メートル ※自動販売機、放熱余地分 1.1 平方メートル (幅 1.1 メートル、奥行 1.0 メートル) ※回収ボックス分 0.25 平方メートル (幅 0.5 メートル、奥行 0.5 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水
ヌ 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁舎車庫棟 A棟入口付近 土地 2.4 平方メートル (幅 2 メートル、奥行 1.2 メートル)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	清涼 飲料水

ル 山形市松波二丁目 8 番 1 号 知事局棟 16 階ミーティングスペース「そららぼ」前廊下 土地 2.0 平方メートル（幅 2 メートル、奥行 1 メートル）	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	飲料（紙コップ式）
---	------------------------------------	-----------

- (2) 行政財産の貸付けに係る条件等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 入札方法 (1)の「イ」から「ル」ごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（様式第 104 号によるものに限る。）に登載されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (7) 2 の(1)の行政財産に設置する自動販売機で販売する商品に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県総務部管財課施設管理係
電話番号 023-630-2063

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県総務部管財課施設管理係で交付するほか、山形

県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の額。ただし、規則第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び 2 の(1)の行政財産に設置する自動販売機の仕様に適合するものとして作成した自動販売機の仕様書（以下「自動販売機仕様書」という。）を令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 5 時 15 分までに山形県総務部管財課施設管理係に提出すること。
- (2) (1)により提出された自動販売機仕様書については、2 の(1)の行政財産に設置する自動販売機の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該自動販売機仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により貸付手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。